

多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の要求水準書 新旧対照表

1 民間事業者からの質問・意見による修正

(下線部は修正・追記部分)

	該当箇所	案公表時	策定時
意見 No.52	第9 運営実施業務 2 業務の要求水準 (1) 施設運営業務 サ 物品・飲料等販売業務 P56	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が多目的屋内施設利用時に必要なスポーツ用品及び飲料・補食品等を購入できるよう、これらの用品を販売する店舗設置の提案を求める。設置の際は、販売品目、販売金額及び販売方法等についてはあらかじめ市の承諾を受けたうえで実施すること。</li> <li>・<u>スポーツ用品及び飲料・補食品等販売による収入については多目的屋内施設の指定管理経費に充当するものとする。</u></li> <li>・<u>スポーツ用品及び飲料・補食品等以外の物品販売については、市と事前に協議のうえ事業者の任意で自主事業として提案することができる。店舗等を設置する場合は、公有財産の目的外使用許可申請及びこれに伴う使用料の負担を行う必要がある。また、これに伴う収益については、事業者の収入とすることができる。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が本事業の対象施設において必要なスポーツ用品及び飲料・補食品等を購入できるよう、これらの用品を販売する店舗設置の提案を求める。設置の際は、販売品目、販売金額及び販売方法等についてはあらかじめ市の承諾を受けたうえで実施すること。</li> <li>・<u>スポーツ用品及び飲料・補食品等以外の物品販売については、市と事前に協議のうえ事業者の任意で自主事業として提案することができる。なお、これに伴う収益については、事業者の収入とすることができる。</u></li> </ul>
質問 No.45	第10 維持管理業務 1 総則 (9) 留意事項 P61	別紙14 施設の収支状況（総合運動場）	別紙14 施設の収支状況（総合運動場、 <u>駐車場</u> ）

質問 No.148	第11 自主事業 2 業務の詳細 (2) その他 ア 料金の設定 P69	利用者から料金を徴収する自主事業を実施する場合、 <u>利用料金の設定は事業者の提案とするが、市と協議したうえで、市が条例を制定・改正し、事業者がその範囲内で利用料金を定めることとする。</u>	利用者から料金を徴収する自主事業を実施する場合、 <u>料金の設定は事業者の提案とするが、料金の設定に当たっては、豊橋公園が公の施設であることを踏まえ、利用しやすい料金となるよう配慮すること。</u>
質問 No.48,124	別紙8-1 土地の履歴調査について 1 関連する文献	<ul style="list-style-type: none"> <li>吉田城址（豊橋町及び下地近傍図（明治26年発行））</li> <li>豊橋百科事典</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>吉田城址（豊橋町及び下地近傍図（明治26年発行））</li> <li>豊橋百科事典</li> <li><u>市内埋蔵文化財発掘調査Ⅲ 平成24・25年度</u></li> </ul>
質問 No.48,124	別紙8-2 土地の履歴調査（関連する文献）	—	市内埋蔵文化財発掘調査Ⅲ 平成24・25年度を追加
質問 No.151	別紙13 施設の利用状況 豊橋市総合体育館の 興行等利用状況	—	興行日数を追記
質問 No.45	別紙14 施設の収支状況（総合運動場）	施設の収支状況（総合運動場）	施設の収支状況（総合運動場、 <u>駐車場</u> ）  豊橋市美術博物館駐車場 収支報告書を追加
	別紙24 什器備品の考え方について	<u>なお、詳細については、入札説明書等公表時において示す。</u> 削除	5. 什器備品一覧について 追記  什器備品一覧追加



多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の要求水準書 新旧対照表

2 その他の修正

(下線部は修正・追記部分)

該当箇所	修正前	修正後
要求水準書 別紙 5-1		<p>4. <u>令和5年7月に豊橋市内において、根腐れを原因とした倒木が相次いだことを受け、緊急点検を実施したところ、豊橋公園においても倒木の恐れがある樹木が見つかった。このため市で発注する以下の緊急伐採業務を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象樹木・・・「別紙5-2 樹木管理図」において図上で示すとおりとする。</li> <li>・業務期間・・・令和5年12月28日まで（予定）</li> </ul>
要求水準書 別紙 5-2		緊急伐採業務の対象樹木を図示
要求水準書 別紙 23		<u>また、上記の内容について、現在、国（東海財務局）と協議中のため、協議が整い次第、応募者へ通知するものとする。</u>
要求水準書 別紙 26	(全文修正のため省略)	<u>【プロフィットシェアリングの考え方については、入札説明書添付資料5「特定事業契約書(案)」の別紙7に記載しているため、参照すること。】</u>